毎週　火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）　発行人　大分県　編集　三恵印刷株式会社　（定価　一箇年　三万八千八百八十円）

大分県報

令和二年
第一三八号
九月八日
（火曜日）

目次

告示
解除予定保安林……一
公有水面埋立ての免許……一
道路の供用開始……四
選挙管理委員会告示
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……四

○告示

大分県告示第五百三十一号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和二年九月八日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

一　解除予定保安林の所在場所
　豊後高田市香々地字塩屋三五九五番一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的
　風害の防備
三　解除の理由
　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに豊後高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五百三十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和二年九月八日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

一　免許の年月日
　令和二年八月二十四日
二　出願人の住所及び氏名
　大分市大手町三丁目一番一号
　大分県
　代表者　大分県知事　広　瀬　勝　貞
三　埋立ての区域
　1　位置
　第一区域
　佐伯市蒲江大字畑野浦字下り松六番一及び七番の土地に接する国道三八八号の地先の公有水面
　第二区域
　佐伯市蒲江大字楠本浦字大向四二番に接する無番地から同市蒲江大字楠本浦字古浦一六番一に至る間の土地に接する国道三八八号の地先の公有水面
　第三区域
　佐伯市蒲江大字楠本浦字小向九九番に接する無番地先から八五番一に至る間の土地に接する国道三八八号の地先の公有水面、同市蒲江大字楠本浦字大向八三番一から七九番二に至る間の土地に接する無番地先の公有水面、同市蒲江大字楠本浦字大向七三番一に接する国道三八八号の地先の公有水面、同市蒲江大字楠本浦字大向七三番二の土地に接する無番地の土地の地先の公有水面及び七一番二の土地に接する無番地の土地の地先の公有水面
　2　区域
　第一区域
　次の各地点を順次に結んだ線及びFの地点とAの地点を結ぶ平成三十一年の春分の満潮位（D・L・プラス二・二八メートル、T・P・プラス一・一八メートル）における

公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

Aの地点　佐伯市蒲江にある国土地理院西河内三等三角点（北緯三二度五一分〇五秒五五一四、東経一三一度五五分三九秒〇四三九（以下「基点」という。））から一一〇度二九分一三秒、二、六三〇・五〇メートルの地点

Bの地点　Aの地点から一〇度一九分三八秒〇・四六メートルの地点

Cの地点　Bの地点から一一度三四分三〇秒二〇・一八メートルの地点

Dの地点　Cの地点から一三度五一分一九秒二〇・一一メートルの地点

Eの地点　Dの地点から一三度五四分四八秒二〇・〇〇メートルの地点

Fの地点　Eの地点から一三度五一分二〇秒一九・二二メートルの地点

第二区域

次の各地点を順次に結んだ線及びBYの地点とSの地点を結ぶ平成三十一年の春分の満潮位（D・L・プラス二・二八メートル、T・P・プラス一・一八メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

Sの地点　基点から一三〇度二〇分三六秒二、四二一・七五メートルの地点

Tの地点　Sの地点から一〇九度四九分二〇秒一二・五〇メートルの地点

Uの地点　Tの地点から一〇九度四七分三二秒二〇・〇〇メートルの地点

Vの地点　Uの地点から一〇九度四〇分四二秒六・七三メートルの地点

Wの地点　Vの地点から一〇九度一一分一八秒六・七三メートルの地点

Xの地点　Wの地点から一〇八度〇三分五九秒六・七三メートルの地点

Yの地点　Xの地点から一〇六度一九分三二秒六・八七メートルの地点

Zの地点　Yの地点から一〇三度五八分四七秒六・八八メートルの地点

AAの地点　Zの地点から一〇一度〇三分一八秒六・八八メートルの地点

ABの地点　AAの地点から九七度三四分四八秒六・九七メートルの地点

ACの地点　ABの地点から九三度四六分三七秒六・九七メートルの地点

ADの地点　ACの地点から八九度五八分三一秒六・九七メートルの地点

AEの地点　ADの地点から八六度〇一分三二秒六・九七メートルの地点

AFの地点　AEの地点から八二度一三分四五秒六・九七メートルの地点

AGの地点　AFの地点から七八度二二分二六秒六・九七メートルの地点

AHの地点　AGの地点から七五度〇一分四八秒六・八八メートルの地点

AIの地点　AHの地点から七二度〇五分〇四秒六・八七メートルの地点

AJの地点　AIの地点から六九度四五分五八秒六・八七メートルの地点

AKの地点　AJの地点から六八度〇五分四五秒六・七三メートルの地点

ALの地点　AKの地点から六六度五九分四九秒六・七三メートルの地点

AMの地点　ALの地点から六六度二八分一八秒六・七三メートルの地点

ANの地点　AMの地点から六六度二七分四五秒二〇・〇〇メートルの地点

AOの地点　ANの地点から六六度二八分〇八秒二〇・〇〇メートルの地点

APの地点　AOの地点から六六度二四分二一秒三・四六メートルの地点

AQの地点　APの地点から六六度二五分四一秒七・八八メートルの地点

ARの地点　AQの地点から六六度〇二分四九秒六・〇九メートルの地点

ASの地点　ARの地点から六六度一六分四一秒六・一〇メートルの地点

ATの地点　ASの地点から六五度〇四分五三秒六・八〇メートルの地点

AUの地点　ATの地点から六三度四四分五一秒六・八一メートルの地点

AVの地点　AUの地点から六一度四六分五五秒六・八一メートルの地点

AWの地点　AVの地点から五九度一二分二三秒六・九三メートルの地点

AXの地点　AWの地点から五六度一二分四九秒六・九三メートルの地点

AYの地点　AXの地点から五二度四三分二五秒六・九四メートルの地点

AZの地点　AYの地点から四八度四五分一四秒六・九八メートルの地点

BAの地点　AZの地点から四四度五八分三六秒六・九八メートルの地点

BBの地点　BAの地点から四一度一三分二六秒六・九八メートルの地点

BCの地点　BBの地点から三七度〇九分二四秒七・四四メートルの地点

BDの地点　BCの地点から三三度〇九分五二秒七・四四メートルの地点

BEの地点　BDの地点から二九度二七分三〇秒六・〇五メートルの地点

BFの地点　BEの地点から二六度一七分四九秒六・八八メートルの地点

BGの地点　BFの地点から二三度二八分四七秒六・八八メートルの地点

BHの地点　BGの地点から二一度〇九分一七秒六・八八メートルの地点

BIの地点　BHの地点から一九度一九分四三秒六・七五メートルの地点

BJの地点　BIの地点から一八度〇三分〇四秒六・七五メートルの地点

BKの地点　BJの地点から一七度二一分二二秒六・七五メートルの地点

BLの地点　BKの地点から一七度二四分一五秒九・九三メートルの地点

BMの地点　BLの地点から一八度二九分〇三秒九・九三メートルの地点

BNの地点　BMの地点から二〇度一九分四八秒九・七三メートルの地点

BOの地点　BNの地点から二三度三二分三七秒九・七二メートルの地点

BPの地点　BOの地点から二六度四九分三一秒六・三〇メートルの地点

BQの地点　BPの地点から三〇度一二分一五秒六・三〇メートルの地点

BRの地点　BQの地点から三二度五三分三八秒六・四七メートルの地点
BSの地点　BRの地点から三六度五四分〇三秒九・六七メートルの地点
BTの地点　BSの地点から四〇度四一分〇一秒九・六七メートルの地点
BUの地点　BTの地点から四三度一七分三七秒九・八八メートルの地点
BVの地点　BUの地点から四四度四三分四六秒九・八八メートルの地点
BWの地点　BVの地点から四五度三二分四五秒一〇・〇九メートルの地点
BXの地点　BWの地点から四五度一〇分〇〇秒九・九六メートルの地点
BYの地点　BXの地点から四五度〇九分一四秒一・〇五メートルの地点

第三区域

次の各地点を順次に結んだ線及びFJの地点とEUの地点を結ぶ平成三十一年の春分の満潮位（D・L・プラス二・二八メートル、T・P・プラス一・一八メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

EUの地点　基点から一三六度一三分〇〇秒二、二〇〇・七七メートルの地点
EVの地点　EUの地点から一一九度一三分一九秒〇・三〇メートルの地点
EWの地点　EVの地点から八九度五九分二八秒二五・七七メートルの地点
EXの地点　EWの地点から六三度二八分〇三秒三・九二メートルの地点
EYの地点　EXの地点から六三度〇〇分二八秒一九・〇一メートルの地点
EZの地点　EYの地点から七一度五五分四二秒一九・七九メートルの地点
FAの地点　EZの地点から八〇度四〇分一〇秒二〇・〇三メートルの地点
FBの地点　FAの地点から八〇度五五分〇三秒一〇・〇二メートルの地点
FCの地点　FBの地点から八〇度五八分五七秒一〇・〇二メートルの地点
FDの地点　FCの地点から七七度三六分三九秒二〇・〇〇メートルの地点
FEの地点　FDの地点から七七度四一分二四秒二〇・〇〇メートルの地点
FFの地点　FEの地点から七七度四一分二六秒二〇・〇〇メートルの地点
FGの地点　FFの地点から七七度四三分五七秒一〇・四九メートルの地点
FHの地点　FGの地点から七八度〇二分一一秒九・四〇メートルの地点
FIの地点　FHの地点から七六度四八分五八秒一六・一九メートルの地点
FJの地点　FIの地点から三四六度四九分〇九秒〇・七二メートルの地点

3　面積

第一区域　二一五・〇七平方メートル
第二区域　五、一〇三・五六平方メートル
第三区域　二、〇六七・七五平方メートル
計　七、三八六・三八平方メートル

四　埋立てに関する工事の施行区域

1　位置

第一施行区域

佐伯市蒲江大字畑野浦字宮路ケ浦一番七から同市蒲江大字畑野浦字下り松六番四を経て七番に至る間の土地に接する国道三八八号の地先の公有水面及び同市蒲江大字畑野浦字宮路ケ浦一〇番一に接する道路に接する無番地の土地（北側）に接する国道三八八号の地先の公有水面

第二施行区域

佐伯市蒲江大字楠本浦字大向四三番から四二番に至る間の土地に接する無番地先の公有水面及び同市蒲江大字楠本浦字古浦二四番二から一三番一に至る間の土地に接する国道三八八号の地先の公有水面並びに同市蒲江大字楠本浦字古浦一二番三に接する無番地先の公有水面

第三施行区域

佐伯市蒲江大字楠本浦字小向九九番に接する無番地先から八五番一に至る間の土地に接する国道三八八号の地先の公有水面、同市蒲江大字楠本浦字大向八三番一から七九番二に至る間の土地に接する無番地先の公有水面、同市蒲江大字楠本浦字大向七三番一に接する国道三八八号の地先の公有水面、同市蒲江大字楠本浦字大向七三番二から同市蒲江大字楠本浦字大向四三番五に至る間の土地に接する無番地先の公有水面及び同市蒲江大字楠本浦字大江ノ津留六六六番四の地先の公有水面

2　区域

第一施行区域

次の各地点を順次に結んだ線及びhの地点とaの地点とを結んだ線により囲まれた区域

aの地点　基点から一一一度一四分五二秒二、六六六・六八メートルの地点
bの地点　aの地点から八九度一七分〇七秒一四・七五メートルの地点
cの地点　bの地点から九二度〇二分〇二秒二・八五メートルの地点
dの地点　cの地点から八九度二二分二一秒八・四五メートルの地点
eの地点　dの地点から五九度五八分五一秒五〇・〇六メートルの地点
fの地点　eの地点から二二度〇四分四二秒六九・二九メートルの地点
gの地点　fの地点から三二六度一〇分四三秒六九・五〇メートルの地点
hの地点　gの地点から三一〇度二三分一四秒五八・一八メートルの地点

第二施行区域

次の各地点を順次に結んだ線及びafの地点とaaの地点とを結んだ線により囲まれた区域

aaの地点　基点から一三一度一一分〇九秒二、三七四・五四メートルの地点

abの地点　aaの地点から一五一度二一分二七秒一二一・二二メートルの地点

acの地点　abの地点から一〇二度〇七分〇五秒一〇五・〇六メートルの地点

adの地点　acの地点から六五度一〇分〇九秒二四二・九七メートルの地点

aeの地点　adの地点から三二度二二分五三秒二〇八・九四メートルの地点

afの地点　aeの地点から三三三度二四分一一秒九七・五三メートルの地点

第三施行区域

次の各地点を順次に結んだ線及びduの地点とdsの地点とを結んだ線により囲まれた区域

dsの地点　基点から一三五度一八分一七秒二、二九五・五〇メートルの地点

dtの地点　dsの地点から九四度二二分二五秒一一二・四一メートルの地点

duの地点　dtの地点から二五度三七分一九秒八九・八三メートルの地点

3　面積

第一施行区域　一三、五七一・〇〇平方メートル

第二施行区域　五九、〇八二・九〇平方メートル

第三施行区域　一七、九四五・四五平方メートル

計　九〇、五九九・三五平方メートル

五　埋立地の用途

道路用地

大分県告示第五百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年九月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年九月八日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道三八七号	宇佐市院内町櫛野字年神上九九八番五から宇佐市院内町櫛野字中田五三三番四地先まで	令二・九・八
県道宇佐本耶馬渓線	宇佐市大字江須賀字水月九三三番地内	

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条の規定による令和二年九月一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年九月八日

大分県選挙管理委員会委員長　一　木　俊　廣

一　地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数　一九、二五七人

二　地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）　二二〇、三五七人

三　地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じ

て得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三二、二〇六人
別府市	三二、一九六人
中津市	二二、九三八人
日田市	一八、〇五五人
佐伯市	二〇、二二一人
臼杵市	一〇、九四〇人
津久見市	五、〇二一人
竹田市	六、一八二人
豊後高田市	六、三一六人
杵築市	八、一九三人
宇佐市	一五、五二九人
豊後大野市	一〇、一四九人
由布市	九、五五一人
国東市・姫島村	八、六一六人
日出町	七、八七五人
九重町・玖珠町	六、九六八人